

○ 総務省令第四十号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二十六条の三第三項ただし書の規定に基づき、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年九月九日

総務大臣 石田 真敏

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	
(書面による解除の例外)	
第二十二條の二の七 法第二十六條の三第二項の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。	
〔一〕四 略	
五 法第二十六條第一項第一号に掲げる電気通信役務のうち、その提供を受けることができる場所に関する状況(以下この号において「利用場所状況」という。)及びその利用者の利益の保護のための法令等の遵守に関する状況(以下この号において「遵守状況」という。)を確認できる措置(次に掲げる要件を満たすものに限る。以下この条において「確認措置」という。)を電気通信事業者が講じているものであつて、その利用者の利益が保護されているものとして、当該電気通信事業者の申請により総務大臣が認定(以下この条において「認定」という。)したものの提供に関する契約(以下この号において「確認措置契約」という。)	
)を締結した場合	
〔イ〕ハ 略	
ニ ロ又はハの解除に伴い当該利用者が支払うべき金額が次に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超えないこと。	
(1) 当該関連契約により提供された役務の対価に相当する額(当該役務の提供に必要な工事のために通常要する費用(当該費用として通常請求されるものに限る。以下この号において同じ。)) <u>当該関連契約の締結のために通常要する費用並びに第二十二條の二の九第一号及び第五号に規定する費用に係るものを除く。</u>	
〔2〕 略	
〔ホ〕 略	
〔2〕6 略	
(書面解除に伴い利用者が支払うべき金額)	
第二十二條の二の九 法第二十六條の三第三項ただし書の総務省令で定める額は、次に掲げる額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を限度とする。	
一 書面解除までに提供された電気通信役務及び当該電気通信役務の提供に付随して提供された有償継続役務であつて書面解除に伴いその提供が中止されたものの対価に相当する額(次号から第五号までに規定する費用に係るものを除く。)	
二 書面解除に係る電気通信役務が仮想移動電気通信サービス(移動端末設備(携帯電話、PHS端末又は無線設備規則第四十九條の二十八若しくは第四十九條の二十九で定める条件に適合する無線設備に限る。以下この号において同じ。))を用いて利用される電気通信役務であつて、一端が無線により構成される端末系伝送路設備に移動端末設備を接続する利用者に対し、当該電気通信役務に係る基地局を設置せずに提供されるもの(当該電気通信役務に係る利用者料金の設定権を有する者が提供するものに限る。)をいう。第二十二條の二の十五	

改正前	
(書面による解除の例外)	
第二十二條の二の七 〔同上〕	
〔一〕四 同上	
五 〔同上〕	
〔イ〕ハ 同上	
ニ 〔同上〕	
(1) 当該関連契約により提供された役務の対価に相当する額(当該役務の提供に必要な工事のために通常要する費用(当該費用として通常請求されるものに限る。以下この号において同じ。)) <u>及び当該関連契約の締結のために通常要する費用に係るものを除く。</u>	
〔2〕 同上	
〔ホ〕 同上	
〔2〕6 同上	
(書面解除に伴い利用者が支払うべき金額)	
第二十二條の二の九 〔同上〕	
一 書面解除までに提供された電気通信役務及び当該電気通信役務の提供に付随して提供された有償継続役務であつて書面解除に伴いその提供が中止されたものの対価に相当する額(次号から第四号までに規定する費用に係るものを除く。)	
〔新設〕	

において同じ。)であつて、当該電気通信役務を提供する電気通信事業者が次のイ又はロに掲げるものである場合にあつては、それぞれ当該イ又はロに定める額に相当する額(当該額が当該電気通信役務の提供に用いるSIMカード(第二十三条の九の五第二項第三号に規定するものをいう。以下この号において同じ。)の提供に要する費用の額として当該電気通信役務の利用者に対し通常請求される費用の額を超える場合にあつては、当該通常請求される費用の額)

イ 第二種指定電気通信設備に電気通信設備を接続する電気通信事業者(当該電気通信事業者から当該第二種指定電気通信設備を用いる即電気通信役務の提供(二以上の段階にわたる当該即電気通信役務の提供を含む。)を受ける電気通信事業者を含む。) 第二十三条の九の三に規定する接続料のうち、第二種指定電気通信設備接続料規則(平成二十八年総務省令第三十一号)第四条第二項第三号に規定する部分に係る接続料

ロ 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者から当該第二種指定電気通信設備を用いる即電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者(当該電気通信事業者から当該即電気通信役務の提供(二以上の段階にわたる当該即電気通信役務の提供を含む。)を受ける電気通信事業者を含む。) 当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者から提供される即電気通信役務に係るSIMカードの料金

三 電気通信役務の提供に必要な工事のために通常要する費用(当該費用として通常請求されるものに限る。次号及び第五号において同じ。)の額として総務大臣が別に告示する額(当該工事が行われた場合に限る。)

四 略

五 略

(禁止行為の規定の適用を受けない電気通信事業者の基準)

第二十二條の二の十五 法第二十七條の三第一項の総務省令で定める利用者の数の割合は、仮称移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者(基地局を設置して移動電気通信役務を提供する電気通信事業者であるもの及び当該電気通信事業者の特定関係法人であるものを除く。)について、千分の七とする。

[2・3 略]

において同じ。)であつて、当該電気通信役務を提供する電気通信事業者が次のイ又はロに掲げるものである場合にあつては、それぞれ当該イ又はロに定める額に相当する額(当該額が当該電気通信役務の提供に用いるSIMカード(第二十三条の九の五第二項第三号に規定するものをいう。以下この号において同じ。)の提供に要する費用の額として当該電気通信役務の利用者に対し通常請求される費用の額を超える場合にあつては、当該通常請求される費用の額)

イ 第二種指定電気通信設備に電気通信設備を接続する電気通信事業者(当該電気通信事業者から当該第二種指定電気通信設備を用いる即電気通信役務の提供(二以上の段階にわたる当該即電気通信役務の提供を含む。)を受ける電気通信事業者を含む。) 第二十三条の九の三に規定する接続料のうち、第二種指定電気通信設備接続料規則(平成二十八年総務省令第三十一号)第四条第二項第三号に規定する部分に係る接続料

ロ 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者から当該第二種指定電気通信設備を用いる即電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者(当該電気通信事業者から当該即電気通信役務の提供(二以上の段階にわたる当該即電気通信役務の提供を含む。)を受ける電気通信事業者を含む。) 当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者から提供される即電気通信役務に係るSIMカードの料金

三 電気通信役務の提供に必要な工事のために通常要する費用(当該費用として通常請求されるものに限る。次号において同じ。)の額として総務大臣が別に告示する額(当該工事が行われた場合に限る。)

四 同上

五 同上

(禁止行為の規定の適用を受けない電気通信事業者の基準)

第二十二條の二の十五 法第二十七條の三第一項の総務省令で定める利用者の数の割合は、仮称移動電気通信サービス(移動端末設備(携帯電話、PHS端末又は無線設備規則第四十九条の二十八若しくは第四十九条の二十九で定める条件に適合する無線設備に限る。以下この項において同じ。))を用いて利用される電気通信役務であつて、一端が無線により構成される端末系伝送路設備に移動端末設備を接続する利用者に対し、当該電気通信役務に係る基地局を設置せずに提供されるもの(当該電気通信役務に係る利用者料金の設定権を有する者が提供するものに限る。)をいう。)を提供する電気通信事業者(基地局を設置して移動電気通信役務を提供する電気通信事業者であるもの及び当該電気通信事業者の特定関係法人であるものを除く。)について、千分の七とする。

[2・3 同上]

備考 表中の「 」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第五号）の施行の日（令和元年十月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

### (経過措置)

- 2 施行日前にこの省令による改正前の電気通信事業法施行規則第二十二條の二の七第一項第五号の認定を受けている電気通信役務は、この省令による改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新施行規則」という。）第二十二條の二の七第一項第五号の認定を受けたものとみなす。
- 3 新施行規則第二十二條の二の九第二号の規定は、施行日以後に締結される電気通信役務の提供に関する契約について適用する。